

# 自然公園の有料化について

## ～尾瀬の「入園料」構想

### 有料化の諸方策～

## 環境庁による尾瀬の「入園料」構想

- 平成元年(1989年) 環境庁(現環境省)が尾瀬地域の自然環境対策として構想  
「入園料」 大人2000円 子供1000円
- 使途: 尾瀬地域に設置する新たな汚水処理施設の維持管理費用を利用者に負担してもらう。
- 徴収組織: 環境庁と地元が共同で第3セクターを設立
- 法整備: 「国立公園の特定地域における自然環境の保全及び利用環境の確保に関する特別措置法」を検討



反対の声、慎重論が多く、実現しなかった

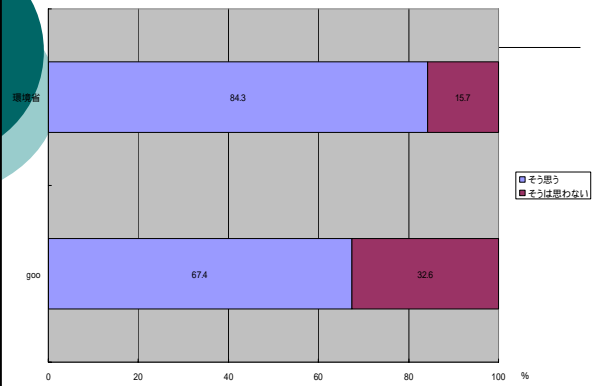
(出典) 加藤峰夫「国立公園有料化問題に関する一考察」 横浜国立大学「エコノミア」Vol41 No2

## 費用負担に関する利用者の理解度は？

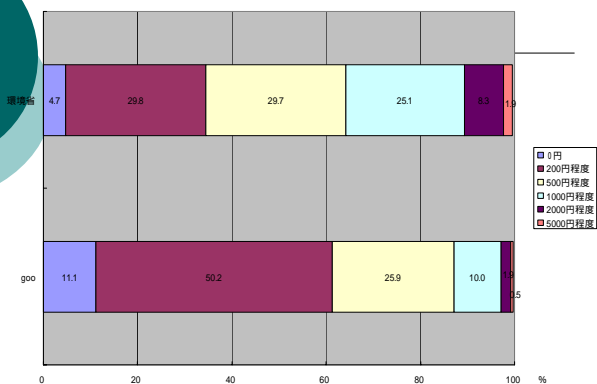
- 国立公園の施設整備や自然保護のため「利用者による費用負担をすべき」という人が約7割～8割  
(費用負担の理解は進んでいる。)
- 費用負担の許容額は  
公園利用料 200円～500円程度  
トイレ 50円～100円程度  
という回答が多い。

(出典) 「平成12年度国立公園地域連携強化対策事業報告書」(環境省)

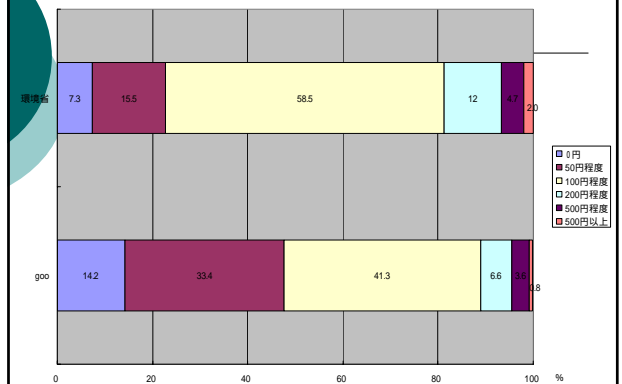
国立公園の施設整備や自然保護のための利用者による費用負担はすべきか



費用負担許容額 (公園利用料)



費用負担許容額 (トイレ)



## 有料化の目的(一般論として)

現 状

自然公園の過剰利用の影響

- ・ 環境破壊
- ・ 施設の不足 等



有料化により

- 自然公園利用者に負担を求める。
  - ・ 環境悪化を防ぐための費用
  - ・ 破壊された環境を回復させる費用
  - ・ 施設整備の費用 等
- \* 利用者数を抑制し、適正水準に近づける効果も

## 有料化の方法

(任意で協力を求める)

- 募 金 : 募金箱などを設置
- 協力金 : 徴収のための人や施設を置いて費用負担を呼びかける。

(法的根拠を持って義務付ける)

- 利用料金
  - 法的根拠と物理的な徴収施設を整備し、利用者に支払を義務付ける。

## 検討を要する事項

どの形態を選ぶか？

募金、協力金、利用料金

どうやって徴収するか？

徴収の手段、徴収組織、料金の水準

用途は？

徴収金の管理、監査の方法は？

派生する問題への対応

「入山料を払っているのだから、ごみ等を散らかしてもいい」というようなモラルハザードの防止策